

令和4年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申を受けて

本日、中央社会保険医療協議会において、令和4年度診療報酬改定について後藤厚生労働大臣に答申がなされました。

今回は、社会保障審議会（医療保険部会・医療部会）の改定基本方針で示された「新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築」「患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現」「効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上」等に基づき、調剤関連では「かかりつけ薬剤師の機能の評価」「薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進」「医療におけるICT利活用・デジタル化への対応」などを中心に議論が行われました。

具体的には、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合の評価、医療的ケア児に着目した薬学的管理の評価、オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用等に係る評価などが新設されました。一方、服薬情報等提供料、服用薬剤調整支援料、後発医薬品調剤体制加算等の見直しも行われました。さらに、地域支援体制加算については地域医療への貢献に係る体制や実績に応じた類型化と連携強化加算が新設され、地域医療における薬剤師・薬局の貢献がさらに重要性を増しているものと理解しております。

また、これまで指摘されてきた調剤料の在り方については、調剤料と薬剤服用歴管理指導料に係る業務内容を整理し、新たに「薬剤調製料」「調剤管理料」「服薬管理指導料」として再編成されました。これは、対物中心から対人中心へ業務の転換を進める観点から、薬剤師・薬局業務の評価の在り方が患者志向へと前進したものと考えております。

さらに、症状が安定している患者について、薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処方箋の反復利用を可能とするリフィル処方箋の仕組みが導入されました。リフィル処方箋の導入によって、医師・薬剤師の連携体制の強化を目指すうえで、薬剤師の担う責任はさらに大きくなると同時に、薬物治療における薬剤師の役割に期待が寄せられているものと受け止めております。

今回の改定は、2024年の診療報酬と介護報酬の同時改定、2025年の地域包括ケアシステムの実現を見据えた超高齢化社会を意識した内容となっており、地域住民・患者への医薬品アクセスや安全・安心な医薬品使用の確保等について、薬剤師・薬局が多職種と連携し、その機能をさらに発揮することへの期待を鮮明に示した内容と理解しております。本会としては、今改定の趣旨やそこに込められた社会からの期待や要請に的確に応えられるよう、引き続き努力して参る所存です。

令和4年2月9日

日本薬剤師会会長

山本 信夫